

## 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案に対する修正案要綱

- 一 戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間を「平成二十七年度以降十箇年間」から「平成二十八年度から平成三十六年度までの間」に改めること。 (第三条第二項関係)
- 二 この法律の施行期日を「平成二十七年十月一日」から「平成二十八年四月一日」に改めること。

(附則第一項関係)